

平成25年土佐市議会第1回定例会 質問事項

質問1 地方分権・地域主権改革について

- ・地方交付税カットは地方分権に対立していないか、市長の認識
- ・平成25年度の市への権限移譲の内容、市の取り組み
- ・権限移譲に伴う事務処理等に要する財源は

質問2 市民公園整備にあわせ三春桜の名所に

質問3 まちづくりの現状と今後の展望について（ハード）

- ・特に市民会館・図書館・公民館など複合施設整備

質問4 浦ノ内地区の救急搬送・消防体制要請について

質問5 土佐市民病院

- ・DPC導入・職員定数条例改正・増員数・総括は
- ・経営管理室1月8日付報道された職員体制とは

質問6 土佐市社会福祉協議会委託事業について

平成25年3月11日（月曜日）午前10時開議

6番議員（野村昌枝君）

質問1

地方分権・地域主権改革について

議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして質問いたします。まず1点目、地方分権、地域主権改革。地方交付税カットは地方分権に対立していないか、市長の認識。平成25年度の市への権限委譲の内容、市の取り組み。権限委譲に伴う事務処理等に要する財源はについて、お尋ねいたします。国は、大型補正予算、一方国債は1,000兆円近くを抱え、福島原発事故は震災から2年たっても依然として廃炉に向けた道筋ははっきりしません。また、社会保障と税の一体改革の形も見えず、混沌とした社会状況であります。政府は地方公務員の給与カットを前提に、2013年度の地方交付税を12年度に比べて4,000億円近く削減する交付税法改正案を閣議決定されました。そもそも、地方公務員の給与は自治体が条例で決めるものであります。地方交付税のさじ加減によって国が地方をコントロールするような手法は制度的にも問題があり、地方分権に対立しています。一方、平成23年公布された地域主権改革一括法により、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による基礎自治体への権限委譲が進んでおります。私は1年前も、地方分権一括法に対する市長の認識について質問しました。そのとき市長答弁は、規制を緩和し行政サービスの質的向上を図り、それぞれの地域の自主性の中で市民満足度を高められる行政体に転換するためという、言わば美名の下に地方分権ないしは地域主権改革、そして市町村合併が進められてきたところでございますが、もう一度見つめ直してほしいのは、国の推進背景つまり国家財政の厳しい現状、ま、破綻とも言われておりますそういった現状、そして権限を委譲しても諸種の基準など縛りがあり、お金でも縛られるわけございまして、言わば責任だけが委譲されたような現実であるという認識の答弁でございました。私は、このたびの地方公務員の給与カットを前提に地方交付税削減するなど、地方分権の理念から考えられないことであり、地方分権は後退していると思います。個人的には地方分権の、高知県から国に対してノーって言いたい気持ちでございます。地方交付税カットに対する市長の認識、平成25年度県から市への権限委譲の内容、市の取り組み、権限委譲に伴

	う財源についてお伺いいたします。
議長（山本竹子君）板原市長	<p>市長（板原啓文君）野村議員さんからいただきました「地方分権・地域主権改革について」のご質問に、お答えを申し上げます。まず始めに、地方交付税カットは地方分権に対立していないかとのご質問がございました。地方交付税制度の趣旨は、地方の自主的・主体的運営を確保することを目的とした制度でありまして、地方交付税法第3条では、国は、交付税の交付に当たっては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならないと、明確に規定されているところでございます。平成25年度には、地方公務員の給与引き下げを前提とした地方交付税の削減の動きがあり、また、これを財源として算定される事業にも人件費削減努力を反映して算定することが明記をされ、まさに地域の自主性・主体性を国が制限するもので、まさに法に抵触する内容であると考えております。議員さんご質問の中で引用されました昨年の私の答弁にもありましたように、国の分権推進姿勢は市民サービスを直接担う地方公共団体のスタンス、一途な思いとは異なりまして、国の責任をきれいな形で転嫁していこうというのが本音であり、今般の交付税カットはそのことをかいま見せた内容であると理解しております。国が分権に際してよく言及する対等・協力という言葉がむなしく聞こえるのは、私だけではないというふうに考えております。次に、平成25年度の権限移譲の内容と取り組み、そして権限委譲に伴う財源についてのご質問がございました。既に、平成24年4月1日から施行されております権限移譲に伴う事務は、墓地の経営許可、町や字区域の新設等の届出と告示など、32項目が委譲されております。更に、この25年4月1日から施行されるものが、社会福祉法関係では社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等でございます。それから母子保健法関係で未熟児の訪問指導等でございます。それと、この4月から名称が変わりますが障害者自立支援法関係では育成医療の支給認定等でございます。そして水道法関係で簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査並びに専用水道の給水開始の届出受理等で、以上の項目が権限委譲される予定となっております。担当課はそれぞれ、健康福祉課、福祉事務所、水道局となります。次に、権限移譲に伴う事務処理等に要する財源につきましては、これまで国から県に措置されておりました交付額が、権限移譲された事務量に見合う金額を交付税措置しているということですが、権限委譲された業務ごとに、どの程度算入されているかは明確に示されておりません。現在、関係各課には情報収集等に努め、スムーズな事務遂行が行えるよう、県等からの支援も受けながら取り組んでいくよう指示をしているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。以上でございます。</p>
議長（山本竹子君）	野村昌枝さん。
6番議員（野村昌枝君）	<p>市長すいません。交付税カットについては是非ですね、市長会等のときにお声を上げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。それで、地方分権・地域主権の取り組みにつきましては、先ほど詳しい内容が説明されました。で、私はこの権限委譲の内容につきましては、いつも心配しています、老婆心ながら。今後、社会福祉事業はほんにより重要となってまいります、まず社会福祉法人の認可、報告徴収、業務停止命令と、これ一口に言いまして</p>

	<p>もこの業務量については膨大な内容です。私は先日、厚生労働省の社会福祉法人の認可審査基準について調べてみました。この内容を見ましても、非常に高度な専門的な知識も必要ですし、業務量としてはすごい内容でした。それで、また社会福祉施設の指導監査では、監査は一般監査は問題ないとしても、特別監査ですが、特別監査は事例は少ないでしょうが、これも本当に重い役割を職員は担っていると思われまします。非常に慎重にやらなければいけない部分も出ますし、あるいはいろんな権力によって圧力が加わることもありましますし、本当にこの部分は職員を案じながら今後はずっと見守っていきたいというふうに思っております。それで、内々で客観的視点でやるのは職員さん、ほんとに市長大変でしょうね。財政措置につきましては、権限委譲の先進県と言われていた広島県では、2010年度に既に県で実施する場合の経費を基に積算して、2010年度ですよ、委譲事務交付金として13億円、当初の予算額を交付しております。残念ながら、財源の補てんは何か私、先日も市町村振興課でも聞いたんですけど、何かあまりはっきりした答弁は得られないから、形としては微々たるもんじゃないかなというふうに個人的には思っております。その辺はまだ不勉強で分かりませぬけれども。それで、市町村振興課に行ったときにどんな項目が委譲されるかということで、また再確認をしまして、そして具体的には所管に行って、市町村の説明資料を頂いて勉強してくださいという職員の丁寧なアドバイスを受けたものですから、1点だけ、全部行くのはあれですから、高齢者福祉課を訪ねまして社会福祉法人の認可の担当を訪ねました。そうしましたら、市町村の説明資料を下さい、私も勉強したいですって言うと、まだ作っていないということでございました。で、まあ、私もこれはゆっくりしてるなあと思いつつも、ちょっと県ももう少しスピードアップして、市町村に委譲するのなら、そういう体制っていうか支援ももっとも必要じゃないかなっていうふうに思ったこととございます。で、1点お伺いしておきたいのは、こういうふうに権限委譲が法的とはいえどんどん進んで、市としてですね、高齢者福祉課を訪ねていったときには何かまだ説明してないような形でしたけれども、いつ頃、どういった形で説明を受けられたのかを、ちょっと1点だけ所管課長にお尋ねしたいと思いますので、ま、水道課はいいとしまして、健康福祉課、福祉事務所もお尋ねしましょうか、この両方をお願いいたします。この県の担当所管から、いつ、どういった形で説明があり、納得をされたか。どういう説明がされたかということについてお尋ねいたします。</p>
<p>議長（山本竹子君）</p>	<p>小田健康福祉課長。</p>
<p>健康福祉課長（小田順一君）</p>	<p>野村議員さんからいただきましたご質問に、お答えを申し上げます。権限委譲に伴う社会福祉法人の定款認可等及び指導監査に関する県からの説明会につきましては、平成23年10月18日に説明会が開催されております。今後の社会福祉法人の定款認可等に係る説明会の開催予定につきましては、予定はないとお聞きしております。また、社会福祉法人の指導監査に関する説明会の開催につきましては、新年度になって国の要綱等が改正され、方針についても変更があれば内容によって説明会の開催を検討したいというふうに県よりお聞きしております。以上でございます。</p>
<p>議長（山本竹子君）</p>	<p>暫時休憩いたします。</p>

休憩午後2時39分正場午後2時40分

議長（山本竹子君）	休憩前に引き続き会議を開きます。野村昌枝さん。
6番議員（野村昌枝君）	ちょっと休憩中に訂正しましたので、元に戻りまして、先ほどお尋ねしました福祉事務所に所管からの説明については、私は削除します。健康福祉課長だけで結構でございましたので、健康福祉課長から答弁をいただきました。あまり積極的な、県の方も本当にこれぐらいの膨大な昨年度から権限委譲しながら、法的に権限委譲だということで、なかなか緻密な支援がないようなのがちょっとね、私は不服です。市長、これもですね、市長会等で是非ですね、権限委譲、法律が変わったから権限委譲ですから、このばく大な量をですね、こういうふうな形で財政措置もないままに移行するのは私はいかがなものかと。いくら市町村に、住民に近いところの市町村とはいえ、やるにもほどがあるし、それは考え方としてはいいですけども、それなりの支援なり財政措置も講じていただきたいということを市長会なりで是非是非伝えてください。私はこの前から、地方分権は地域の主権の取り組みには、もろ刃の剣のようなものがあって、低基準の引き下げや要件の緩和、行政の民間化、国の責任と財政負担の縮減が明確に意図されていると同時に市町村のやり方、また活用によっては自治の発展につなげていくことができます。権限委譲の先進県広島県の県庁ホームページを見てみますと、まず委譲を受けた市町村が挙げている課題としては、担当者の経験、習熟度の不足が1点挙げられております。2番目には専門職員の確保が難しいということで、このさっさと県から委譲ですよという文書がきて、権限委譲されるような内容のものではありませんので、今後のほんとの取り組みは課題が多いと思います。でも、マイナスばかり言っていては進みませんので、現状発展的に切り開いていかないといけないですけども、市長、私さっきお願いしました市長会での提案のことをもう一度お聞きします。
議長（山本竹子君）	板原市長。市長（板原啓文君）野村議員さんから再度いただきましたご質問に、お答えを申し上げたいと存じます。先ほども触れさせていただきましたように、このたびの国の取り組みにつきましても、法律に反するというふうには認識をいたしておりまして、市長会等を通じましてこれからも要望していきたいというふうに思っております。
議長（山本竹子君）	野村昌枝さんの2問目の質問を許します。
6番議員（野村昌枝君） 質問2 市民公園整備にあわせ三春桜の名所に	2問目の質問をいたします。「市民公園整備にあわせ三春桜の名所に」。桜の開花も近くなりました。市民公園整備も予定より遅れながらも間近になっております。子育て中の多くの方から子供たちが安心できる広場・公園整備についての要望はいつも強くあり、親子連れやお年寄りが集える憩いの場、公園整備充実についてずっとお願いしてまいりました。昨年6月議会、市民公園整備の質問のときにも取り上げました西原清東先生ゆかりの三春桜について、先日高知市の友人から、土佐市の人権桜を見に公園に行ってきました。あの桜の咲く頃イベントを考えてはとアドバイスを受け、なかなかいい案だなと感謝したものです。ふるさと小辞典、土佐市の人物紹介によると、清東は文久元年、1861年高岡郡出間村に生まれました。明治8年15歳で高知陶冶学校に入学。しかし校風になじめず、明治10年立志社に移り、板垣退助の自由民権論に共鳴し、勉学の傍ら民権運動の闘士として成長した。立志社における成績と行動力が評

	<p>価され、明治14年福島県三春の学塾・正道館へ講師として招かれ、などなど記されております、詳しく。また市民公園の碑には、西原清東先生は明治14年福島県の三春に招かれ自由民権の思想を講じ青年たちに感化を与えた。この桜は先生の没後50年を記念し、ゆかりの地三春町より寄贈を受け、平成元年の秋ここに植樹と記されております。新しく公園が生まれ変わるこの機会に、自由民権家西原清東先生をしのび、市民の立場で原点に戻る機会としたいと願っています。この桜にちなみ、ことしは公園完成は葉桜のときであります、来年の桜の花見どきなどに何か催し物をしてはいかがでしょうか。提案します。市民公園のこの5本の三春桜は、人権桜でもあり、日本で三大の一つの滝桜でもあります。</p>
議長（山本竹子君）	尾崎都市環境課長。
都市環境課長（尾崎泰嗣君）	<p>野村議員さんの市民公園整備に併せた今後の活用についてのご質問に、お答えします。市民公園、通称とんぼ公園の整備につきましては、本年3月中に工事入札を行い、トイレなどの施設整備や全体のバリアフリー化をするもので、4月に工事を着工し、8月中に完成の予定となっております。現在は、各施設の設置や樹木の植栽などにより繁雑となっておりますが、今回の整備が完了しますと、広々とした利用しやすい公園になりますので、市民の皆様には有効に利用していただきたいと考えております。次に三春桜の名所にというご提案でございますが、議員さんのおっしゃいますとおり、三春桜は平成元年に西原清東先生の没後50周年を記念し、福島県の三春町より苗木が送られ、市民公園に5本を植樹しまして、現在5本とも元気に育っております。この桜の大のものは三春町の滝地区にあることから、三春の滝桜と呼ばれ、樹齢1,000年を超える日本三大巨桜として国の天然記念物となっておりますが、その三春町から送られたもので、今後とも大事にしていきたいと思いますと考えております。当公園には三春桜のほかにも桜があり、開花時期には少なからず近隣の住民の方々などを楽しませているように聞いております。ことしは、工事の完成が桜の時期を過ぎますが、来年度につきましては桜の時期にはもう完成しておりますので、以前は桜のシーズンに蓮池の城山公園におきまして商工会青年部により、ちょうちんをともしなど花見でにぎわった時期もございましたので、当公園での催しが商店街の活性化や地元コミュニティ形成の一助となるように、商工会青年部など関係団体と協議を重ね、近隣に住居がありますので、近隣住民の方々の合意が得られるようでしたら、検討してまいりたいと考えております。議員さんには、いつも貴重なご提言をいただいておりますが、今後ともご助言、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。</p>
議長（山本竹子君）	野村昌枝さん。
6番議員（野村昌枝君）	<p>どうもご答弁ありがとうございました。明言はいただけなかったけれども、私は今の課長の答弁には期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。というのは、私たちも加茂川のあじさいっていうのをずっと携わらせていただきまして、今は蛍が飛び、近開花時には多くの方が訪れて、保育園とかお年寄りたちも喜ばれておりますけれども、非常に初は雑草が多くて、ここまでかかるには10年ぐらいかかりました。イベントを初するときには、本当に自分たちのチラシで呼びかけて、数年前からは市の協力をいただいておりますけれども、</p>

	<p>土佐市広報にもやっと掲載していただいております。このようにボランティアから名所にしていくにはほんとに長い月日がかかります。だから私はこの市民公園整備が整ったときに、これを機会に是非この公園整備と併せて自由民権家西原清東先生をしのんで、今の社会こそ市民の立場で原点に返ることこそ大切であり、三春桜を多くの皆さんに知っていただく機会としたいものです。商店街のドラゴン広場もできました。あそこの公園に人が来ていただくと、点と点を結んで線につなげます。そしてまたほかのイベントともつないでいくと、点から線に広がって皆さんの、多くの方に訪れていただける機会となると思っておりますので、是非催し物の開催について前向きに、前向きに検討していただくことをお願いいたしまして、2問目の質問を終わります。</p>
議長（山本竹子君）	野村昌枝さんの3問目の質問を許します。
<p>6 番議員（野村昌枝君）</p> <p>質問 3</p> <p>まちづくりの現状と今後の展望について（ハード）</p>	<p>3問目の質問をいたします。まちづくりの現状と今後の展望について、ハード面、特に市民会館・図書館・公民館などの複合施設整備について、お尋ねいたします。第5次行政振興計画が策定され、早くも3年が経過します。土佐市を取り巻く環境も、高速道路・バイパス・波介川河口導流事業等整備され、また4月にはサンシャイン跡に高岡商店街集客施設ドラゴン広場もオープンします。市長の行政報告・提案理由説明において、新庁舎につきましては実施設計15年度完了を目指すとの説明であります。防災・震災対策から考え、優先されたものと考え喜ばしいことです。近、市民の方から文化施設についての要望をよく聞きます。特に市民会館・図書館を何と考えているのか。その都度私は、震災・防災対策等の説明をして、優先順位を説明しますが、でも市民の声は当然だと私は受け止めております。そこで、まちづくりの現状から今後の行動、行政振興計画具現化を見据え、命の安心・安全、震災・防災対策はもちろんのことでございますが、市長のお考え、私は一口で言うと守りと攻め、バランスを、行政振興計画の割合をほんとは聞こうと思ったんですけど、ハードっていうふうに通告していますので、大きく、市長、守りと攻めをどのように考えているか。バランスですね、守りと攻めのバランス、大きくどのようにお考えかお伺いします。また、市民会館・図書館・公民館などの複合施設整備についてもお伺いいたします。</p>
議長（山本竹子君）	板原市長。
市長（板原啓文君）	<p>野村議員さんからいただきましたまちづくりの現状と今後の展望についてのご質問に、お答えを申し上げます。先の3. 11東日本大震災以降、第5次土佐市行政振興計画で、三つのまちづくりのテーマの一つに掲げておりますところの安全・安心に向けての中で、何を差し置いても、市民の生命の安全、そして暮らしの安心・将来の安心を守ることが優先であるとの再認識の下、まず、地震津波から市民の生命を守るため、津波浸水地域におきまして、一時避難場所等の整備から順次進めているところでございます。また、公共施設の耐震化につきましては、将来を担う子供たちの命を守ることが第一と考え、小中学校の耐震化について、計画の前倒しを行い整備してまいりました。第5次土佐市行政振興計画では、そのほか定住・交流に向けて、産業振興に向けてといった二つのテーマも掲げております。振興計画に掲げている各計画の具現化につきましては、それぞれのテーマに沿った施策展開を行う中で、一步一步、歩みを進</p>

	<p>めているところでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。また、議員さんご指摘の、市民会館・市民図書館・中央公民館など多くの公共公用施、設等については複合化による整備が急務であると認識しているところがございますが、災害時の復興拠点となる新庁舎建設は、市民サービスを継続していくために、重要度と緊急性が高いものと考えておりまして、今議会の行政報告の中で、平成27年度中の実施設計完了を目指すことの報告をさせていただいたところでもあります。いずれにいたしましても、老朽化が進んでおります市民図書館・市民会館・中央公民館及び学校給食センター等の公共公用施設等につきましても、早急な整備が急務であると認識しており、今後、新庁舎建設と併行して検討を重ねてまいりたいと考えております。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
議長（山本竹子君）	野村昌枝さん。
6番議員（野村昌枝君）	<p>私も何か守りと攻めなんて、市長のもうほんとに財政にたけた将来も見据えた方にちょっと失礼な質問をしたかも分かりませんが、私もずっと見ていまして非常に、これもやってください、あれもやってくださいというのは自分のスタンスとして、ある予算の枠内でやらないといけないということは分かっているんで、言うつもりはありませんけれども、この本当に文化施設ですね。市民会館・図書館、それは是非強い市民の、また地域によってニーズが違いますので、全般でもありましようけど、特に周辺の地域の方の強い希望でありますので、今回取り上げました。で、当初の予算の概要には第5次行政振興計画施策の体系6項目の予算の内容がほんとに示されております。それも目を通させていただきました。で、図書館・市民会館・公民館など複合施設整備の、市長、多分もうやらんといかんということは分かっているのも私もよく分かるんですよ。だから庁舎と併せてやっていきたいというふうに説明してらっしゃるということも分かるんですけども、この予算の内容を見てみましても、え、これってほんとに公民館など複合施設整備の進捗する内容っていうか、それが見られないような気がしてなりません。それで、市長、行政報告で市民図書館・市民会館・中央公民館ってほんとに認識は高いっていうことは再度行政説明でもあり、いづこの説明でも聞きますので分かりますけれどもですね、でも今の市民会館、市長さんやっぱりね私、市民会館っていうのは、あまり詳細には言いませんけれども、今の現況から考えても図書館もですけど、市民会館についてはね、皆さんね、どうしてっていう私質問も受けるんですよ。そのときにちょっと私お答えづらくてですね、その内容についても私はちょっと不勉強で分かりませんっていうふうに伝えてはいますけど、市長、市民会館の現況から考えてどういうふうにお考えですかね。そのこともう一度質問したいと思えます。</p>
議長（山本竹子君）	板原市長。
市長（板原啓文君）	<p>野村議員さんから再度いただきましたご質問に、お答えを申し上げたいと存じます。議員さんも言及をいただきましたように、庁舎の問題とそして市民会館・図書館・公民館といったもの、また給食センター、そういった箱物といえますか、施設の整備がですね、急務の課題になっておるところでございます。先ほど挙げました内容だけでも、大づかみに言いまして、100億近いお金が要っ</p>

	<p>できます。そのお金の問題だけではないですけれども、非常にそれぞれ耐震診断等やった部分についても I S 値が非常に低い状態でございます、地震に対し、想定震度がですね、6強とか7とかいったレベルでは当然倒壊するぐらいの状態になってる施設ばかりでございます、この点においても非常に急務であるということが言えるかと思えます。しかし先ほど申しましたようなべく大な費用がかかることと、そして場所の問題等々もございまして。一方では、先ほど市民会館というお話ございました。現状は一定承知をいたしておるつもりでございますし、今老朽化で非常に、今実は喫緊の課題としてですね、改修の問題が挙がっております。放置できない状態がありまして、代替の他施設を検討しなければならない、そういったことも視野に入れなければならない状況まで至っておることも承知をいたしておるところでございます。そういったことで、喫緊の課題ということもございまして、復興拠点ともなります市庁舎の建設につきましても、そういった形で27年度に実施設計が終わるような形の歩を進めておりますが、それと併行して検討をしていくということにつきまして、関係所管に指示を出しておるという状況でございます。で、考え方としては一応三つといいますか、庁舎の部分と複合文化施設の部分と給食センター、多分この三つの大枠、大まかに言いまして三つの施設整備について今検討をしておるところでございます。そういった中で今、具体の中身は今申し上げる段階にはありませんけれども、そういった形で現状認識の中で、早急な検討そして取り組みを進めていきたいと存じております。以上でございます。</p>
議長（山本竹子君）	野村昌枝さん。
6番議員（野村昌枝君）	<p>どうも、詳しい答弁ありがとうございました。市民の方もちょっと納得できたと思います。どうしてっていう思いが、声がありますので、市長の肝には銘じてくださってるということでございますので、使用のできない危険な市民会館などは、本当に早急な検討をしていただくことをお願いいたしまして、私の3問目の質問を終わります。</p>
議長（山本竹子君）	野村昌枝さんの4問目の質問を許します。
<p>6番議員（野村昌枝君）</p> <p>質問4 浦ノ内地区の救急搬送・消防体制要請について</p>	<p>4問目の質問をします。「浦ノ内地区の救急搬送・消防体制要請について」。近年、消防・防災は、多様化する社会の中で年々その重要性を増し、火災はもちろんのこと水害・震災等各種の防災活動から日常的とも言える救急業務まで多岐にわたり、技術的にも高度化が求められておりますが、東日本大震災以降、消防団に地域から寄せられる期待はますます大きくなっているところです。近、須崎の議長さんや副議長さんたちと会合で同席する機会がありまして、浦ノ内地区の住民から救急時の搬送については、時間的に土佐市の方が近く、人命にもかかわることであり何とかならないかという要請を再三受けます。数年前からこの救急搬送の要請はされているとお聞きしますが、その経過とお考えについてお伺いいたします。</p>
議長（山本竹子君）	田原消防長。
消防長（田原清男君）	<p>野村議員さんからご質問いただきました「浦ノ内地区の救急搬送・消防体制要請について」のご質問に、お答えいたします。浦ノ内地区への救急出動の現状でございますが、土佐市消防本部及び消防署の設置等に関する条例第3条により、管轄区域は土佐市の全域と定められており、特別な場合、他の市町村から</p>

	<p>の応援要請があり消防長が許可した場合等を除き救急出動はいたしておりません。横浪スカイライン上の交通事故等につきましては、須崎市及び高幡消防組合との相互応援協定により、何らかの方法で認知又は覚知した場合出動しております。火災につきましては、慣習により浦ノ内地区の埋立地付近は、原則として職員は出動しておりませんが、宇佐地区の消防団が出動しております。この場合の費用につきましては、規程等がなく無償であります。現在までの経過につきましては、平成17年8月須崎市より同地区への救急出動の問い合わせがあり、現状及び対応等を報告いたしております。その後、平成21年・24年に両市の懇談会において協議を行っております。また、平成24年8月に当消防本部と高幡消防組合消防本部において、応援出動する場合の条件、そして現状の体制で応援できる範囲等の課題につき協議を行いました。現時点では協議段階であり、救急応援協定までには至っておりませんが、人命に関する非常に重要な課題でありますので慎重に検討していきたいと考えております。以上でございます。</p>
議長（山本竹子君）	野村昌枝さん。
6番議員（野村昌枝君）	経過につきまして、詳細な答弁をいただきました。人口減少時代は広域的な考え方も必要と思われませんが、デメリット・メリットも勘案されましてよく連携・協議をされ検討していただきますようお願いいたします。4問目の質問を終わります。
議長（山本竹子君）	野村昌枝さんの5問目の質問を許します。
6番議員（野村昌枝君）	5問目の質問をします。「土佐市民病院」、DPC導入、職員定数条例改正、増員数などの総括は。経営管理室1月8日付報道された職員体制とは。土佐市民病院は、昨年DPC7対1取得導入に伴い、増収に向けた看護師らの増員を計画し、職員定数条例を改正しましたが、途中逆に減収になると反転。議会は経営見通しの甘さを指摘した経過があります。臨時議会も5月・11月と2回開かれました。年末発表された平成25年1月1日付人事異動、1月8日報道記事など私には理解しにくいことが多くありました。そこでお伺いします。DPC導入、職員定数条例改正、実際増員された数など経営の総括は。また1月8日付報道された職員体制について、病院管理者の答弁を求めます。
議長（山本竹子君）	西村病院事業管理者。
病院事業管理者（西村武史君）	野村議員さんからご質問をいただきました、DPC導入・職員定数条例改正・増員数・総括及び経営管理室1月8日付報道された職員体制について、お答え申し上げます。その前に、昨年は、24年度診療報酬改定によるDPC7対1の影響調査の結果、当病院の疾病構造では予定していた財政効果が得られないこと、また、病院機能分化の方向性としてDPC7対1は高度急性期を担う病院で、一般急性期・亜急性期を目指す当病院の方向性ではないこと等が判明し、DPC10対1の施設基準に戻す軌道修正を行いました。幸い、財務経営上の悪影響は回避できましたものの、議員各位に大きな不信感を惹起させた点、報道を見た市民の方はもとより他の医療機関関係者にも心配を惹起させた点、受験者に与えた不安など、その主因は、病院経営の見通しの甘さであり、病院経営の責任者である管理者として、この教訓を心に深く銘記し、経営マインドを磨き、的確な経営判断を行ってまいり所存でございます。今後ともご指導のほ

ど、よろしくお願い申し上げます。さて、初のご質問要旨で、DPC導入・職員定数条例改正・増員数などの総括についてお答えいたします。DPC導入効果に関しましては、24年4月から、入院診療報酬はDPC10対1施設基準に基づく請求を、外来診療報酬は従前どおり出来高算定となっています。そこでDPC10対1の効果につきましては、全面的にDPCに移行した24年6月から出来高算定による点数とDPCによる点数を月単位で退院患者のそれを比較し、DPCのメリットを追跡調査いたしております。1箇月当たりのDPCのメリットは、約300万円から400万円程度で推移しております。ちなみに直近月の本年2月では、退院件数138件で出来高報酬との比較でDPCが485万2,540円の増となっています。なお、退院以外の入院患者比較につきましても鋭意努力中でございます。次に、職員定数条例改正と実際に増員された数等についてお答えいたします。昨年9月定例議会にて、原点である定数195人に戻していただき、改めて現状必要な職員数をお示しし、11月の臨時議会にて可決いただきました職員数は、医師26人、看護師を含むその他の職員181人、合計207人でございます。ここで、24年度当初の職員数から、年度内の採用・退職者数、そして新年度より採用となる予定の職員数をご報告申し上げます。本年度当初の職員数は、医師20名、看護師132名、医療技術職33名、事務職9名の合計194名でございました。24年度中途退職した者を含む年度末の退職者数は、医師1名、看護師9名、事務職2名の合計12名の予定で、25年度の採用予定者は、医師1名、看護師9名、事務1名で、本年度9月に中途採用になった診療情報管理士1名を含むと、24年度当初と全く同じ職種、職員数となります。それに、11月臨時議会にて、亜急性期病床の運用に伴う必要性と採算性が高いとして承認可決いただきました、リハビリ部門の技師3名と検査技師1名を増員させていただき、25年度当初の職員数は198名となる見込みでございます。懸案の医師増員につきましては、懸命の努力はいたしておりますものの、残念ながら一進一退で結果が出せておりません。なお医師招へい者のうち複数名の明るい材料はあり、引き続き粘り強く取り組んでまいります。何とぞご理解いただきますようお願いいたします。次は、2点目のご質問で1月8日付報道の職員体制につきまして、お答えいたします。議員さんご案内のとおり、長い病院の歴史の変遷の中で遭遇した幾多の経営的苦難は、議会・行政・病院の三位一体で乗り切り、市民の医療を守ってまいりました。しかし現状は、過去の歴史に例を見ない経営苦難に遭遇しています。それは、2025年をエンドポイントとした医療制度の変革期の中で、2018年には県においての地域医療計画の策定が予測されています。それには、今後の当病院が受け持つ医療分野や役割、立ち位置等の経営判断が求められます。また一方では、医師卒後研修での医師偏在の影響で、派遣大学は深刻な医師不足を余儀なくされています。このような状況の中で、地域住民の医療ニーズを的確に把握し、いかに地域における医療提供体制の確保を行い、良質な医療をどう効果的に継続的に提供し、自治体病院の経営基盤の安定化を図るかが求められています。過去の教訓から、これまでの民間シンクタンクに過度に依存していた情報収集や分析力を主体的な運営に移行させ、喫緊の重要課題に道を開くため、本年1月1日付で経営管理室を設置いたしました。経営

	<p>管理室の業務は、市長行政報告のとおりでございまして、医師確保をはじめ、病院運営上、いずれも重要で喫緊の課題が主たる業務内容となっています。室の人員体制は室長、財政担当1名・総務課兼務、医療情報管理士1名・医務課兼務、民間人1名の臨時職員を新年度に予定しています。特に、室長は病院事務全般に精通しており、豊富な経験と手腕があり、派遣大学・県関係者・県内の医療関係者との人脈があり、重要課題に道を開いてくれると期待しています。ご指導・ご支援をよろしくお願い申し上げます。</p>
議長（山本竹子君）	野村昌枝さん。
6番議員（野村昌枝君）	<p>病院について2回目の質問をします。通告内容の経過につきましては、答弁では詳しく説明をいただきました。でも、何か私の思っている総括とはちょっと違っています。お尋ねしてもおなじこととございましょうから、いいです。再三臨時議会を含めて議論された職員定数条例改正は、最終的に医師退職1、採用1、プラスマイナスゼロという厳しい結果であります。経営管理室は4人体制で、業務は医師確保をはじめ、病院運営上いずれも重要で喫緊の課題が主たる業務内容となっているということとでございます。で、市長の行政説明でも四つの項目が提案、説明されておりました。私は考えますけれども、現在医師確保は私の聞くところによりますと、事務長・院長クラスでも難しいとお聞きしております。経営管理室が設置されたからといって、そう簡単に医師確保ができるとは思いたくない。甘いんじゃないでしょうか。それに目指すべきところが見えない。医療制度の変革が速い時期、確かに将来を見通すというのは非常に難しいかもしれません。けれども、そのことを抜きに国の政策をしっかりと見据えてやっていかないと、市民病院は公立病院として私は残れないんじゃないかなっていう厳しい危惧さえしております。再度お尋ねいたします。経営管理室4人体制と人数まで明記されているのですから、言葉だけでなくより具体的な業務内容をお示してください。それを基に人数があり組織化されるのが普通でしょう。もう1点、病院運営は確かに短期・長期の展望が必要でしょう。私は行政説明を聞いたときに、提案理由説明を聞いたときに2025年、えらい先のことだねと思いましたけれども、確か先ほども答弁がありました。2025年をエンドポイントとした医療制度の変革期とは、私もインターネットでいろいろ調べてみました。2025年に向けた医療改革のアプローチっていうので、いろんな情報が氾濫しております。管理者にお尋ねしますけど、管理者はこの2025年変革期をどのように捉えて認識していますか。簡単に、簡単にお答えください。以上です。</p>
議長（山本竹子君）	暫時休憩いたします。
休憩午後3時23分正場午後3時38分	
議長（山本竹子君）	休憩前に引き続き会議を開きます。西村病院事業管理者。
病院事業管理者（西村武史君）	<p>野村議員さんから再度のご質問に、お答えします。ご質問要旨は2025年の変革をどう捉えるかということであったかと思いますが、社会保障と税の一体改革関連法案の中で、2025年に関しましては医療の機能分化というものが大きく変革されるということがうたわれております。残念ながらあまり詳しい資料を持っておりませんので、十分でないかもしれませんが、自分の認識の範囲でお答えをいたします。ということは、現在では大学病院にしましても、大</p>

学病院というのはD P Cの I 群病院ですが、医療センターはII 群の病院、当院のIII 群の病院等があるわけですが、それぞれ受け持っている医療体制というのが高度急性期から当院の一般急性期・亜急性期のような形態を担っているわけですが、その病院は現在まだ高度急性期の病院から当院まで含めて、全て一般病床であるということです。ほんで、こういった病院でも亜急性期病床以外は一般病床でくられております。これがその2025年に全て枝分かれして、各病院がこういった各病床に機能を持たすかということが明確化されるわけです。そういうことがあるということと、それに関して厳しい要件と申しますか、どこの病院でも高度急性期がとれるわけではなくて、それには厳しい要件があります。例えば、当院の一般急性期を指向する病院でしたら、現在平均在院日数は21日と規定されておりますけれども、これがなんと9日まで短縮すると。ほんで、平均在院日数を9日でも、すぐに入院退院を繰り返さなくてはならないと。これではとてもじゃないが患者さんを当院の150床、一般急性期に150床常に確保すると。これはとても、現在の21日でも利用率は90パーセントそこそこの状態でございますので、9日に短縮になればほとんどもう、例えば一般急性期は50床で、例えば亜急性期が100床とか、そういったことに大きく変化しなければならないと。そしたら、当院が目指す急性期医療というのは崩壊されるということにもなりますし、収益的にもなり。いかなくなるとそうすれば医師数をはじめ病院の医療技術職員・事務職員に至るまで、またその病院に応じた体制というものを見直しをせないかなくなるといことになるわけです。ところが政府は、新たに今まで聞いたことのないような地域一般病床というものを予定しております。これが地域のいわゆる急性期を担っている当院のような病院が、文句なく地域一般病床というものが適用になるかと言えば、これがまた更に厳しい要件があります。そういったことから、2025年に予定されております病院病床の機能変化ということは、大変厳しい問題がありまして、私が1回目のお答えで触れましたように、やはりほんとに厳しい状況がくる中で、三位一体であり、病院の将来をともに検討せないかん大切な時期を迎えておると。そしてまた県の方では、2018年にそれに向けた地域医療計画の見直しを行います。その段階でも、既に各病院が県に対してどういう病院を指向するかということの申請を行わなければならないと、いうことなんかがもう出てきております。そういった中で病院の管理者だけではありませんけれども、これ、病院開設者の市長も含めまして、こういった病院を目指すかということに大変なことの改革が起きるといふような自覚をしておるわけございまして、ほんとに今後、今現在の社会保障と税の一体改革でうたわれちゆうような方向に進むのか、新たな政権の下でまたそれが変更されるかと、もう法律が生まれておりますので法律が変わるといことは、非常に、ないように思いますけれども、そういったすう勢を今後見ていきたいということでございます。よろしく申し上げます。

(発言する者あり) それはまたあとで。(「業務、具体的に」と、野村昌枝議員述ぶ) えっ。(「業務、具体的に」と、野村昌枝議員述ぶ) はい。(「野村さん、野村さん。今きいたち出てきやせん。できたばかりのこと。まだ半年や1年ばあたってみんと」と、田村・彦議員述ぶ) (「それは分かるけど、私の言ったの

	は。休憩中ですか」と、野村昌枝議員述べ）（「休憩になってない」と、述ぶ者あり）（「4人という数字をね設置してるから、4人の根拠」と、野村昌枝議員述べ）（「暫時休憩」と、西村導郎議員述べ）
議長（山本竹子君）	暫時休憩いたします。
休憩午後3時46分正場午後3時47分	
議長（山本竹子君）	休憩前に引き続き会議を開きます。西村病院事業管理者。
病院事業管理者（西村武史君）	先ほどの答弁漏れがありましたので、お答えを申し上げます。経営管理室の業務内容でございますが、市長行政報告でも触れました内容でございますが、主な業務につきましては、医療制度改革による病床再編を予測した病院の目指す方向性と、それを構築するための業務が一つ。そしてまた、経営の危機管理と経営浮揚策による経営健全化に関することが2点目です。3点目が、地域医療機関との機能分担と後方支援の推進に関することでございます。それから次に、順序から言えば1番ですけれども、医師の確保に関することの四つを挙げてます。その具体的な取り組みに関しましては、新年度以降ご報告する機会を設けさせていただきたいというように思うております。現在のところは、まだそういった具体的な行動には移っていないということでございます。よろしく願います。
議長（山本竹子君）	野村昌枝さん。
6番議員（野村昌枝君）	3回目の質問をします。管理者から答弁をいただきましたけど、ちょっと具体的な内容については市長の行政説明のとおり述べられたと思います。私としてもいじわるな質問をしてるかも分かりませんが、前にも私は定数条例を改正したときにも厳しい意見を、苦言を呈しましたが、人数を増やすときとかいうときにはきちっとした根拠に基づいて人数を増やすっていうのが基本です。この厳しい時代にこそ、そのことを忘れたら運営はできなくなっていきます。という意味で私はきつとこの4名については4点行政説明であったけれども、つけ帳場じゃないかなっていうふうに分では感じたものですから非常に厳しい質問をいたしました。今後につきましては、きちっと進捗をされると思っております。それで、2025年のエンドポイントについてのご説明もいただきましたけれども、国の方も大筋の考え方は変わらないにしても、先ほど管理者からも税と社会保障の一体改革もまだ見えてないっていうことでございますので、2025年エンドポイントにずっと焦点を絞って行って、それに迷っているとまた方向性を誤りますので、もうほんとに医療の制度、医療点数にしても数年で変わっていますから、そこのキャッチを是非厳しい視点でやっていただきたいことをお願いしておきます。で、私はほんとに7対1導入したとき、DPCが提案されたときから在院日数を減し、コストの高くなる病院、そして透析ベッドの多い収益を上げる病院より、むしろ、疾病構造からあるいは入院してる患者さんの性質から考えると、療養病床のようなベッドが少し確保されている病院がいいんじゃないかなっていう思いはずっと持っております。それを私は市民のニーズ調査をしたわけではありませんけれども、でも経営管理者からしましたら、経営から考えてコストの高い方に変えたい気持ちは十分理解できます。私も病院で厳しい時代を過ごしてきて、命と戦いながらやってきた現場の苦しさもよく分かります。分かりますからこそ、病院として今

	<p>後残っていただくためには本当に何回も申しますけど、去年の3月から11月の議会までにやったあの七転八倒した経過はですね、私自分の頭の中では何か理解できないような思いがしておりましたので、非常に苦言を呈しました。で、先ほども言いましたように、現状は過去の歴史に例を見ない経営苦難に遭遇していると言われておりますっていうふうに管理者さんも再度言っております。議会も三位一体改革でっていうこともたびたび申されます。もちろん私はそのことは十分承知しております。病院・行政・議会が三位一体でなければできないっていうことは分かっておりますけれども、昨年のようなあんな甘い見通しに私はついていけないっていう、納得ができないっていうのが三位一体の点に、ちょっと私は自分は皮肉に解釈して何か痛い思いをしましたけれども、自分の思いとしてはそう思っております。ほんとにこういう苦難なときには私はほんとに乾坤一擲、もう市民病院は乾坤一擲だというふうに厳しく私なら捉えます。ほんとに苦言を呈しますけど、見通しの甘さも再三指摘して申し訳ありませんが、病院の姿、ビジョンを描いてですね、やっぱり行程表作って、どういう組織が必要か、途中見直しもありましようけれども、そのことがなければ私はほんとに厳しい、今まで市民病院はよくここまで公立病院で私は生き延ばしてくれたなっていうふうに、私はそういう意味では感謝もしております。けれどもこの厳しさ、国の政策を見ても、まだまだ続くのは現実でございますので。ま、私もマイナスばかり指摘してもいけませんので、一つだけ提案もさせていただいて質問を終わりたいと思いますけれども、外部の目も入れたやっぱり委員会を作って、組織の中に偏らず、現実的に客観的に検討していくっていう委員会などは、やっぱり作られたらどうですか。そのメンバーにはやっぱり難しいかも分からないけど、附属病院の院長先生に再三お願いに行く。あるいは大学の教授に再三お願いに行って委員になっていただければ、なかなか不可能かも分かりませんが、再三お願いしてそういうふうにできれば、コネクションもできて非常に発展していくのではないかというふうに私は考えます。一足飛びにはほんとに今の現実からは、今の病院のあるべき姿を描く、今後の姿を描くっていうのはいかに分からないけれども、是非こういった私の提案はセクションを作らなくてもやる気さえあればできると思いますけれども、管理者、この件について再度お尋ねいたします。</p>
議長（山本竹子君）	暫時休憩いたします。
休憩午後3時56分正場午後3時56分	
議長（山本竹子君）	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りをいたします。ただいま、6番野村昌枝さんの質問続行中ではありますが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。明日の日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。午前10時開議でありますので、定刻のご参集をお願いいたします。本日は、これにて延会いたします。</p>
延会午後3時57分	
平成25年3月13日（水曜日）午前10時開議	
議長（山本竹子君）	ただいまより、本日の会議を開きます。現在の出席議員数15名、よって会議

	<p>は成立いたしました。日程第1、議案第2号から第38号まで、以上37件を一括議題といたします。これより、議案に対する質疑並びに一般質問を行います。通告順に従いまして、発言を許します。昨日に続きまして、6番野村昌枝さんの5問目の3回目の質問に対する答弁を求めます。西村病院事業管理者。</p>
<p>病院事業管理者(西村武史君)</p>	<p>おはようございます。野村議員さんから再度いただきましたご質問に、お答え申し上げます。ご質問の要旨は、外部の有識者等を参入した経営委員会のような組織化についてのご提案であったと思います。まことにありがとうございます。昨日、議事を終えたのち、県の地域医療計画策定の所管課であります医師確保課の課長さんからの電話で、2025年の病床機能分化などに関する情報を得ることができました。情報は、本年3月4日の厚生労働省主催の全国医政関係主管課長会議のもので、病床機能分化等については、現在、医療法改正の準備が進められているとのことでした。このような時期でありますので、すう勢を見守る必要があると思いますので、経営管理室長とも相談のうえですが、ご提案の会の設置は、今後の検討課題にさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>議長(山本竹子君)</p>	<p>野村昌枝さんの6問目の質問を許します。</p>
<p>6番議員(野村昌枝君)</p> <p>質問6</p> <p>土佐市社会福祉協議会委託事業について</p>	<p>おはようございます。6問目の質問をいたします。「土佐市社会福祉協議会委託事業について」、社会福祉協議会委託事業時間外問題については、2日間の質問で議論がありました。私は1点だけ市長にお尋ねしておきます。土佐市社会福祉協議会、社会福祉法人の運営は法人とはいえ、私たちが市勢発展のため考えないといけないのは、日常業務からこういう残念な結果を生むことの原因はなぜ起こったのか、市長は、どういうふうに捉えていますか、お伺ひいたします。</p>
<p>議長(山本竹子君)</p>	<p>板原市長。</p>
<p>市長(板原啓文君)</p>	<p>おはようございます。野村議員さんからいただきました社会福祉協議会委託事業に関するご質問に、お答えを申し上げたいと存じます。ご質問は、今般の件につきまして、その原因についてのご質問でございました。やはり、この原因につきましては、やはり社会福祉法人でございます、この法人の内部牽制機能の低下であったり、あるいは意識といいますか、市民が主役である、そういった意識が薄れておった可能性があるかなあというふうにご考えておるところでございます。公務員ではないわけでございますけれども、やはり地域福祉を担う市民福祉のですね、市とのパートナーになっていただかなければならないというふうにご考えておるところでございます。4月から権限移譲もあるわけでございます。これからもそういった形で市としてもしっかりと、また指導監督権限、あるいは責任を果たしていくように頑張っていきたい、そのように考えております。以上でございます。</p>
<p>議長(山本竹子君)</p>	<p>野村昌枝さん。</p>
<p>6番議員(野村昌枝君)</p>	<p>ご答弁ありがとうございます。4月から権限移譲で、社会福祉協議会の指導監督、全て権限がうちに移譲されるわけでございますけれども、ならざるものはならぬという視点で、今NHKのドラマではありませんけれども、そういう視点がなければ、私はいい方向に進まないと思いますので、今までの体質とは私は言いませんけど、体質と言えば言い過ぎですけど、いろんな市長が言いました、そういう意識の問題もありまじょうし、そういうことを含めてですね、</p>

	<p>指導監督するときには、ならざるものはだめだよということを何回も言いますが、これがもう少し、あそこの社会福祉協議会の前トップとか含めて、そういう体制があったらなあというふうに私は経過のうえでそういうふう感じております。社会福祉協議会の内容はさておいて、一般論的には、改革には痛みが伴い大変です。でも、土佐市社会福祉協議会の問題解決を早くされて、真の市民が願っている、本当に今、地域福祉が大事な時代になって、震災対策あるいは地域を支えていく要援護者対策なども含めて、真の住民福祉の拠点として活動していただける日が早く来ますことをお願いいたしまして、私の質問全てを終わります。</p>
議長（山本竹子君）	以上で、6番野村昌枝さんの質問を終結いたします。